

大分市立学校における 働き方改革推進計画

平成 30 年 2 月

大分市教育委員会

はじめに

近年の学校教育に対するニーズの変化や教育現場が抱える様々な課題の複雑化・多様化により、学校に求められる役割は大きくなり続けており、それは教職員の長時間勤務という形でも表れている。

平成 28 年度に文部科学省が実施した「教員勤務実態調査」結果によると、小学校・中学校いずれも 10 年前の同調査に比べて勤務時間が大幅に増加し、小学校約 34%、中学校約 58%の教諭がいわゆる過労死ライン（月 80 時間以上の時間外勤務相当）に達しているという実態が明らかになった。

こうした状況に加え、新学習指導要領の着実な実施を通じた教育の質の確保・向上が求められる中で、教職員の多忙化を解消し、これまで以上に子どもと向き合うための時間を確保すると同時に、健康でやりがいをもって自らの能力を十分に発揮できる環境を整備することが急務となっている。

本市教育委員会では、これまでも「チームとしての学校」の実現のため、いじめや不登校、虐待、貧困など学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援するため、周囲の環境に働きかけて問題解決を図るスクールソーシャルワーカーや特別な支援を要する児童生徒のための対応を図る補助教員等を段階的に増員する取組や、教職員の校務を ICT 化によって効率化する校務支援システムの導入、運動部活動の技術指導を行う外部指導者の活用など、教職員の勤務環境を支援してきたところであるが、教職員の長時間勤務の是正を図るために、学校や教師だけでは解決できない抜本的な方策や取組を講じ、学校の業務改善をこれまで以上に後押ししなければならない。

こうした認識の下、学校現場の意見聴取並びに定例教育委員会及び総合教育会議における協議を踏まえ、学校における働き方改革に向けて取り組むべき方策や時間外勤務の削減に向けた業務改善の取組の指針として、大分市立学校における働き方改革推進計画を策定したところである。

学校における働き方改革を社会全体で進めるために、毎日子どもと向き合う教師という仕事の特性を考慮しつつ、教師の授業準備等の時間を確実に確保し、限られた時間で学習指導、学級経営、生徒指導等をこれまで以上に効果的に行うことができるようにすることを保護者や地域等を含めた全ての教育関係者で共有するとともに、「今できることは直ちにやる」という意識の下、学校現場の意見を踏まえ、必要に応じて関係課等との協議・調整を図りながら、本計画に掲げる取組を具体化し、効果的に展開することとする。

目 次

1	本計画策定の背景・意義	P1
2	本計画の目標	P3
3	学校における働き方改革の基本的な考え方	P4
4	働き方改革を推進するための意識改革	P6
	(1) 教職員の働き方の見直しに向けた意識改革	
	(2) 保護者や地域社会における理解の促進	
5	本計画の推進に向けた体制整備及び業務改善の成果の検証	P7
	(1) 教育委員会における業務の精選及び総合教育会議による市長部局との 共通理解の促進	
	(2) 「学校評価」並びに「教育に関する事務の管理及び執行の状況につい ての点検及び評価」による検証	
6	学校における働き方改革の具体的な取組	P8
	(1) 学校徴収金の徴収・管理の効率化	
	(2) 学校運営協議会による学校運営の支援	
	(3) 登下校の見守り及び夜間や休日の見回り（補導）の在り方の見直し	
	(4) 部活動の在り方の見直し	
	(5) 教職員研修の見直し	
	(6) タイムレコーダーの導入による適正な勤務時間管理	
	(7) 勤務時間外の電話対応の見直し	
	(8) サポートスタッフの活用	
	(9) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応に係る体制整備	
	(10) 調査・依頼事項等の精査・精選	
	(11) 校務支援システム等による業務の電子化による効率化	
	(12) 全市一斉定時退勤日及び学校閉庁日の設定による働き方の見直し	
7	本計画の評価指標	P17

1 本計画策定の背景・意義

（新学習指導要領への対応）

近年、情報化やグローバル化といった社会の変化が予測を超えて進展する中、子どもが社会の変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え、持続可能な社会の作り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することが求められている。

このような中、平成 28 年 12 月の中央教育審議会答申「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」を踏まえて、小・中学校の学習指導要領等の改訂が行われたところである。

新学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」という理念の下、「カリキュラム・マネジメント」や「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善，教材研究や学習評価の改善・充実が求められている。

また、標準授業時数についても、小学校中学年・高学年において年間 35 単位時間増加することとされている。

そのため、教師が意欲と高い専門性をもち、今まで以上に一人一人の児童生徒に丁寧に関わりながら、質の高い授業や個に応じた学習指導を実現できるようにすることにより、児童生徒の深い学びを保障していくことが重要である。

（学校の業務の状況）

学校の業務の状況は学校種や学校規模，学校を取り巻く地域の特性等によっても異なるが、おおむね以下のような課題を抱えている。

- 小学校は、学級担任制であり、学級担任を務める一人の教師が連続して授業を行い、給食時間の指導や児童の休み時間に係る安全配慮等を行っていることが多いことから、休憩時間が確保できず、連続勤務になっているため、児童在校中は校務や授業準備を行う時間の確保が難しい状況にある。
- 中学校は、教科担任制であり、学校規模や教科により担当する授業時数は異なるが、生徒指導や進路指導に関わる業務の負担が大きくなる。それら指導等の時間に加え、補習指導や部活動に関わる時間が長いことから、授業準備等の時間の確保が難しい状況にある。
- 教師は、授業以外の事務業務も一定程度担っており、また、保護者・PTA や地域との連携、通学路の安全確保や夜間の見回り指導など、様々な業務も

担っている。特に規模の小さな学校では、一人の教師が多くの分掌業務を兼ねて担わざるを得ない状況が見られる。

- 学校における様々な課題への対応については、心理や福祉など教育以外の高い専門性が求められるような事案も増えてきており、教師だけで対応することが、質的な面でも量的な面でも難しくなっている状況である。

（長時間勤務の是正）

学校を取り巻く環境の急速な変化に伴い、学校が抱える課題が複雑化・多様化するに従って、学校に求められる役割は拡大せざるを得ない状況にある。

その結果、教師は多種多様な業務に追われ、従前と比べて、授業をはじめとした学習指導、学級担任等の学級経営、生徒指導等に専念しづらい状況となっている。

こうした状況の中、平成 29 年 4 月に公表された「教員勤務実態調査（平成 28 年度）の集計（速報値）について」及びその後の追加分析によって、看過できない実態が示されたところであり、早急に長時間勤務の是正を図ることが求められている。

教師の長時間勤務の要因について分析し、教師が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損なうことのないよう、長時間勤務の是正に向けて勤務環境を整備するとともに、教師が、研鑽や授業準備等の時間を確実に確保し、限られた時間で授業をはじめとした学習指導、学級担任等の学級経営、生徒指導等をこれまで以上に効果的に行うことができる環境を確実に整備することが必要である。

（国における働き方改革に係る動向）

中央教育審議会は、平成 29 年 6 月、文部科学大臣からの「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の諮問を受け、同年 6 月に初等中等教育分科会に「学校における働き方改革特別部会」（以下「特別部会」という。）を設置し、同年 8 月に特別部会において、教師の長時間勤務の看過できない実態の改善に向けて「今できることは直ちに行う」という意識を全ての教育関係者が共有するとともに、それぞれの立場から取組を加速し、確実なものとするた

めに、「学校における働き方改革に係る緊急提言」（以下「緊急提言」という。）をまとめたところである。

緊急提言を踏まえ、平成 29 年 12 月に中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」（以下「中間まとめ」という。）が取りまとめられ、教育委員会等が取り組むべき具体的な方策のうち、「学校の業務改善については、教育委員会は学校現場とともに取り組む姿勢を示すためにも、所管する学校に対する、時間外勤務の削減に向けた業務改善方針・計画を策定することが必要である」こと等が示されたところである。

なお、中間まとめを踏まえ、同月に文部科学省が中心的に実施していく内容を示した「学校における働き方改革に関する緊急対策」が取りまとめられたところである。

2 本計画の目標

教職員が子どもと向き合うための時間を確保する。

学校及び教師の業務の範囲を明確にし、限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、子どもと向き合うための時間を十分確保し、児童生徒に真に必要な総合的な指導を持続的に行うことのできる状況を作り出すことが本計画の「学校における働き方改革」の目標である。

このことから、本計画の「学校における働き方改革」の目標を全ての教育関係者で共有するとともに、保護者や地域社会、関係団体等への理解を得ながら、教育委員会及び学校が一体となって本計画で掲げる取組を直ちに実行しなければならない。

*本計画において、「小中学校」とある場合は、「義務教育学校」を含む。また、「小学校」とある場合は、義務教育学校の前期課程（第 1 学年から第 6 学年）、「中学校」とある場合は、義務教育学校の後期課程（第 7 学年から第 9 学年）を含む。

3 学校における働き方改革の基本的な考え方

学校における働き方改革は、基本的には各学校の主体性を大切にしながら行うべきものであることを踏まえ、教育委員会において、学校環境の整備や慣行的に進められてきた取組の見直しの促進等、学校や教師だけでは解決できない抜本的な方策や取組を講じ、学校の業務改善を後押ししなければならない。

また、学校における働き方改革は、単に教師の帰宅時間を早めれば実現するものではない。学校及び教師の業務の総量を減らさずして、在校時間の短縮を図ろうとしても、家に持ち帰る仕事が増えることにつながり、根本的な解決にはならない。

限られた時間の中で、教師一人一人の授業準備や自己研鑽等の時間を確保するとともに、意欲と高い専門性をもって、今まで以上に一人一人の児童生徒に丁寧に関わりながら、質の高い授業や個に応じた学習指導を実現するためには、学校が担うべき業務、教師が担うべき業務を、関係法令や通知等を勘案しながら改めて整理した上で、教師の専門性を踏まえ、各学校や地域の実情に応じて、役割分担・適正化を図っていくことが必要である。

学校が担う業務について、それぞれの業務は本来誰が担うべき業務であるか、負担軽減のためにどのように適正化を図るべきかの2点から、必要な環境整備を行いつつ、中心となって担うべき主体を学校・教師以外の主体に積極的に移行していくという視点に立ち、特に役割分担を行う場合においては、どの主体が行うべきか明確にした上で、個別具体的に取組を進めなければならない。

「チームとしての学校」という理念の下、学校教育法等の一部改正により、事務職員の職務規定が「事務をつかさどる」と見直されたことや、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員が新たに学校の職に位置付けられたこと等により、多様な専門性や経験を有する専門スタッフ等が学校の教育活動に参画することが期待されている。

教師が限られた時間の中で使命感をもって児童生徒の指導により専念できる体制を整えるためには、教師の業務の見直しのみならず、「チームとしての学校」体制を踏まえた学校の組織マネジメントを一層重視し、効果的な学校運営体制の強化を図りながら、校長・副校長・教頭の多忙についても解消する必要がある。

参考《中央教育審議会による「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策（中間まとめ）」より一部抜粋》

『これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方』

＜基本的には学校以外（地方公共団体、教育委員会、保護者、地域住民等）が担うべき業務＞

①登下校に関する対応、②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応、③学校徴収金の徴収・管理、④地域ボランティアとの連絡調整については、基本的には「学校以外が担うべき業務」であり、その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべきものとする。

＜学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務＞

⑤調査・統計等への回答等、⑥児童生徒の休み時間における対応、⑦校内清掃については学校の業務である。⑧部活動については、学校の判断により実施しない場合もあり得るが、実施する場合には、学校教育の一環であることから、学校の業務として行うこととなる。これらの業務は、学校の業務として行う場合であっても、必ずしも教師が担わなければならない業務ではない。地域や学校の実情を踏まえ、⑤調査・統計等については事務職員等、⑥児童生徒の休み時間における対応や⑦校内清掃については地域ボランティア等、⑧部活動については部活動指導員をはじめとした外部人材、というように教師以外の者が担うことも積極的に検討すべきである。

＜教師の業務だが、負担軽減が可能な業務＞

⑨給食時の対応、⑩授業準備、⑪学習評価や成績処理、⑫学校行事の準備・運営、⑬進路指導、⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応については、基本的には学校・教師の業務である。⑩授業準備や⑪学習評価や成績処理における補助的な業務についてはサポートスタッフ等が担い、⑫学校行事の準備・運営のうち、児童生徒の指導に直接的に関わらない業務については、事務職員や民間委託等の外部人材等が担うことで、当該業務の本質的な業務について教師が集中できるようになる。また、⑨給食時の対応については学級担任と栄養教諭等との連携による工夫等が考えられるほか、⑬進路指導については事務職員や民間企業経験者などの外部人材等、⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応はスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフが、当該業務の一部について担う方が児童生徒に効果的な対応ができる場合もある。

授業については、教師の本来業務であるが、標準授業時数をどの程度上回って教育課程を編成するかについては、「児童や地域の実態を十分に考慮して、児童の負担過重にならない限度で」、校長や、各学校の設置者の判断に委ねられており、警報発令や感染症による休校や学級閉鎖等も想定した必要な授業時数の確保や、指導内容の確実な定着を図る観点から、標準を上回る適切な指導時間を設定することは想定される。

一方、一部の学校においては、標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画している例が見られるが、指導体制の整備が伴わないまま実施すると、教師の負担増加に直結するおそれが高い。各学校における教育課程の編成・実施に当たっては、教師の「働き方改革」に十分配慮すべきである。

授業以外の業務であって、全国の学校で共通して行われている業務の多くは①～⑭のいずれかに分類されるが、この他にも各学校や地域の置かれた状況、各学校の教育目標・教育課程に応じて、様々な業務が発生することが考えられる。これらの業務については、服務監督権者である教育委員会等において、上記の各業務についての整理を踏まえた上で、教師が専門性を発揮できる業務であるか否か、児童生徒の生命・安全に関わるような業務であるか否かといった観点から、中心となる担い手を学校・教師以外の者に積極的に移行していくという視点に立って検討を行うことも必要である。併せて、そもそも必要性が乏しく、慣習的に行われてきた業務については、思い切って廃止していくべきである。そのためにも、必要な環境整備を行いつつ、当該業務の役割分担と適正化を図り、具体的な削減目標の設定の検討等を通じて業務の総量を削減することが重要である。

４ 働き方改革を推進するための意識改革

（１）教職員の働き方の見直しに向けた意識改革

学校における業務改善を図っていくためには、校長をはじめとした管理職のマネジメント能力は必要不可欠である。そのために、管理職の育成に当たっては、教職員の組織管理や時間管理、健康安全管理等をはじめとしたマネジメント能力の向上に向けた研修の充実を図り、学校の教職員の働き方を変えていく意識を強くもたせることが重要である。

あわせて、管理職だけでなく、学校の教職員全体に対しても勤務時間を意識した働き方を浸透させるために、初任者研修等にその要素を入れた講義・演習を取り入れるといった工夫が必要である。

また、校長が学校の重点目標や経営方針に教職員の働き方に関する視点を盛り込み、その目標・方針に沿って学校経営を行う意識をもつとともに、人事評価として実施する目標管理等も活用しながら、教職員一人一人が業務改善の意識をもって働き方の見直しを進めることも重要である。

（２）保護者や地域社会における理解の促進

本計画の取組を進める上では、保護者や地域の協力なくしては実現できないという認識の下、保護者や地域をはじめとした社会全体の理解を得られるように、「学校における働き方改革」の趣旨等について、積極的に理解を求めることが重要である。

このことから、教育委員会から保護者や地域に対して、本計画の趣旨を十分に周知するとともに、市報やホームページ等により市民に対しても広く周知することとする。

5 本計画の推進に向けた体制整備及び業務改善の成果の検証

（１）教育委員会における業務の精選及び総合教育会議による市長部局との共通理解の促進

教育委員会は、これまで以上に学校を支援する役割が求められるに当たり、所属職員への負担等が増加しないよう、組織内でも業務の精選等を積極的に実施するとともに、総合教育会議等を通じて、市長部局と共通理解を深め、本計画に基づく業務改善に向けた取組を推進する。

（２）「学校評価」並びに「教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価」による検証

学校評価は、各学校が自らの教育活動等の成果や取組を不断に検証することにより、学校運営の組織的・継続的な改善を図りつつ、各学校が保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得ることができ、学校に対する支援や条件整備等の充実につながるものであることから、校長のリーダーシップの下、全教職員が当事者意識をもって更なる業務改善を図るとともに、業務改善や教職員の働き方に関する項目を明確に位置付け、学校評価における自己評価を行い、公表する。

さらに、教育委員会は、本計画において実施する業務改善の取組について、毎年度実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価」において本計画の取組の成果を検証し、その報告書を議会に提出するとともに、公表する。

6 学校における働き方改革の具体的な取組

(1) 学校徴収金の徴収・管理の効率化

(役割分担・適正化についての考え方)

学校徴収金（教材費，学年諸費，給食費，修学旅行費，部活動費等）については，現在，保護者による現金払い，口座振替，PTAによる地区集金等の手段により学校が集金している状況であるが，銀行への振替業務が非効率的であること，現金を学校から金融機関に直接持つて行く必要があること，会計ごとに担当者が管理していることで台帳管理が徹底しにくいこと，未納者リストを表計算ソフトにより別に管理しなければならないことなど，非効率的な運用となっている現状がある。

未納金の督促の実施等も含めた学校徴収金の徴収・管理については，基本的には学校・教師の本来的な業務ではなく「学校以外が担うべき業務」とであるという前提に立ち，将来的に教育委員会が担うことを目指し，必要な環境整備に向けた調整を進めることが必要である。必要な環境が整備されるまでの学校による学校徴収金の徴収・管理については，教師の業務としないように配慮する必要がある。

(具体的な取組)

学校徴収金の徴収・管理については，事務職員等の職員がその専門性を生かして中心的に行うなど，原則として教師の業務としないこととともに，学校徴収金の現金による徴収については，原則として口座振替によることとして，学校の実情に応じて段階的に廃止し，学校で現金を扱うことがないよう早急に対応する必要がある。

そのためには，学校徴収金の徴収管理システムを導入することにより，収納事務の効率化及び統一化を図ることが必要不可欠であることから，教育委員会は，当該徴収管理システムの早期導入を目指し，必要な調整を図ることとする。

学校給食費については，文部科学省が示す公会計化導入に向けたガイドラインを踏まえ，未納者対策等の課題を整理しながら，公会計化の導入に向けて検討する。

（２）学校運営協議会による学校運営の支援

（役割分担・適正化についての考え方）

学校と地域との連携・協働については、教育基本法第13条において、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする」とされており、学校を運営するに当たり極めて重要である。

地域・保護者との連携については各学校でも取り組むべきことではあるが、教育委員会としても、学校運営協議会制度の一層の拡充や学校における外部人材の活用を支援する体制を整備する必要がある。

平成29年4月の法改正に伴い、学校運営協議会は、学校運営及び学校運営への必要な支援に対する地域住民の理解及び協力が得られるよう努めるとともに、地域住民等の学校運営への参画の促進に努めるものとされたことから、教育委員会は、地域の実情に応じて、段階的に学校運営協議会を設置する中で、学校運営協議会に期待されている役割が理解されるよう働きかける必要がある。

（具体的な取組）

法改正の趣旨を踏まえ、学校運営協議会を今後段階的に設置する中で、地域住民等の学校運営への参画の促進を図る上から、学校運営に対する必要な支援、地域との連絡調整、「学校における働き方改革」の趣旨に対する地域住民等への情報提供等について、学校運営協議会が必要に応じてその役割を担うなど、学校運営協議会の機能の充実を図る。

（３）登下校の見守り及び夜間や休日の見回り（補導）の在り方の見直し

（役割分担・適正化についての考え方）

学校は、安全指導等の観点から通学路の設定・安全点検等を行っており、また、児童生徒の安全確保のために保護者や関係機関等と連携を図るよう努めるものとされているが、参考として示した『これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方』（中間まとめより一部抜粋）において、登下校時の見守り活動の日常的・直接的な実施については、学校・教師の本来的な業務ではなく、基本的には学校以外が担うべき業務として整理されている。

こうしたことから、登下校時の見守り活動は、関係団体等と調整した上で、地域の実情に応じた見守り活動を行うことにより、教師が本来の業務に専念できる環境を整備することが必要である。

また、教育基本法第10条第1項においては、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的に責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」とされており、放課後から夜間などにおける見回り、補導時の対応を学校が行うべきであると直接位置付けられたものはない。

放課後から夜間などにおける見回りについては、地域や学校の実情に応じて、地域ボランティアの協力を得て実施すべきであり、児童生徒が補導されたときの対応等については、第一義的には保護者が担うべきものであることを踏まえる中で、補導員制度及び地域の実情に応じて実施されている見回り活動について見直しを図る必要がある。

（具体的な取組）

教育委員会は、登下校時の見守り活動が基本的には学校・教師の本来的な業務ではないことについて、関係団体等に対する理解の促進を求める。

また、放課後から夜間などにおける見回りについて、大分市青少年補導員連絡協議会と調整する中で、学校補導員制度の見直しに向けた協議・調整を図るとともに、地域の実情に応じて実施されている見回り活動においては、関係団体等の理解を求める中で、実施する必要性を精査した上で、見直しに向けた協力を得る必要がある。

（４）部活動の在り方の見直し

（役割分担・適正化についての考え方）

中学校での部活動は、生徒の自主性を尊重しつつ、スポーツや文化等に親しむとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する重要な活動としての教育的側面や部活動の様子の観察を通じた生徒の状況理解等の意義がある。

各学校が部活動を設置・運営することは法令上の義務とはされていないが、現状では、全ての中学校において部活動が設置され、教師が顧問となっている状況である。教師の中には、部活動にやりがいを感じている者もいる一方で、

競技等の経験がなく部活動の指導に必要な技能を備えていない教師等が部活動の顧問を担わなければならない場合には大きな負担を感じている状況がある。

部活動の顧問については、教師の勤務負担の軽減や生徒への部活動指導の充実の観点から、各校長が、教師の専門性や校務分担の状況に加え、負担の度合いや専門性の有無を踏まえて、学校の教育方針を共有した上で、学校職員として部活動の実技指導等を行う部活動指導員をはじめとした外部人材を積極的に参画させることが必要である。

あわせて、教師の勤務負担軽減や教科指導等とのバランスという観点だけでなく、部活動により生徒が学校以外の様々な活動について参加しづらいなどの課題やバランスの取れた健全な成長の確保の観点からも、各学校が部活動の適切な活動時間や休養日について明確に基準を設定する必要がある。

（具体的な取組）

教師の勤務負担軽減や教科指導等とのバランスという観点だけでなく、部活動により生徒が学校以外の様々な活動について参加しづらいなどの課題やバランスの取れた健全な成長の確保の観点から、週 2 日以上休養日を徹底するとともに、部活動指導に要する活動時間の縮小を図る。

また、教師の専門性や校務分担の状況に加え、負担の度合いや専門性の有無を踏まえて、学校職員として県との連携により配置する部活動指導員が主に指導・引率等を行うことにより、単独で顧問を担っている教員や競技経験のない教員の部活動指導の負担軽減を図る。加えて、大分市中学校体育連盟（以下「中体連」という。）が主催する大会に外部指導者による引率を可能とする関連規定の改正など、中体連との必要な調整を図るとともに、部活動外部指導者人材バンクの活用によるさらなる部活動指導の支援の充実を図る。

（５）教職員研修の見直し

（役割分担・適正化についての考え方）

教職員を対象とした研修は、資質能力の向上を図る上で大変重要であるが、教育委員会内で、重複した内容の研修が実施されることのないよう整理や精選を図るとともに、研修報告書等について、過度な負担とならないよう研修内容に応じて適宜簡素化を図る必要がある。

また、夏季休業期間には研修が集中し、休暇が取りにくい状況があることから、実施時期の調整など工夫をすることにより、まとまった休暇が取りやすい環境にも配慮することが必要である。

（具体的な取組）

キャリアステージに応じて、教職員の資質能力の向上を図る体系的な研修計画を策定する中で、研修の総量が増加することのないよう整理・精選を行うとともに、研修内容に応じて、ICTを活用した校内研修の充実を図るなど、学校や教師に過度な負担にならないよう不断の見直しを行う。加えて、学校課業日における授業や学校行事、夏季休業期間中の休暇取得及び校内研修等に支障が生じることがないように、研修に要する時間・日数及び実施時期等について、研修担当課において事前調整を十分に行う。

（６）タイムレコーダーの導入による適正な勤務時間管理

（役割分担・適正化についての考え方）

勤務時間の管理は、労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会に求められている責務であり、その一環として、教職員にストレスチェックを行うことも義務付けられている。また、業務改善を進めていく基礎としても、適切な手段により管理職も含めた全ての教職員の勤務時間を把握することは不可欠である。校長は、一人一人の教職員の勤務時間を的確に把握することにより、働き過ぎ傾向のある教師に対する速やかな指導や校務分掌の見直し等の教職員間の業務の平準化など労働安全衛生の確保を可能とするという側面があり、教職員一人一人においても自らの働き方を省みる契機になる。

さらに、勤務時間管理に当たっては、極力、管理職や教師に事務負担がかからないようにすべきであり、服務監督権者である教育委員会は、自己申告方式ではなく、ICTの活用やタイムレコーダーなどにより勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムを直ちに構築するよう努めることが必要である。

勤務時間管理は、働き方改革の「手段」であって「目的」ではないことを踏まえ、教育委員会は、勤務時間の把握及び分析を行い、業務の削減や勤務環境の整備を進めなければならない。

（具体的な取組）

全小中学校にＩＣカードを使用して出退勤管理が行えるタイムレコーダーを設置することにより，校長は，教職員一人一人の勤務時間を的確に把握し，働き過ぎ傾向のある教師に対する速やかな指導や校務分掌の見直し等の教職員間の業務の平準化等を行うとともに，教育委員会は，勤務時間の把握及び分析を行い，必要な支援を行う。

（７）勤務時間外の電話対応の見直し

（役割分担・適正化についての考え方）

教育委員会は，教師が，非常災害の場合や児童生徒の指導に関し緊急の必要性がある場合を除き，保護者や外部からの問合せ等に備えた対応を理由に時間外勤務をすることのないよう，緊急時の連絡方法を確保した上で，連絡対応等の体制整備に向けた方策を講ずる必要がある。

（具体的な取組）

保護者や外部に対して十分な周知を行った上で，勤務時間外に保護者や外部から学校にかかる固定電話の受信時に，緊急連絡先のアナウンスを含む自動音声メッセージが流れる機能を付加する。今後，試行的に一部の学校において実施し，課題を検証しながら全校に拡大する。

（８）サポートスタッフの活用

（役割分担・適正化についての考え方）

授業準備については，教材研究や指導案の作成等は，教師が担うべき業務であるが，例えば，授業で使用する教材等の印刷や物品等の準備のような補助的業務や理科の授業における実験や観察等について，授業中の支援に加え，実験の準備・片付けや教材開発の支援は，教師との連携の上で，サポートスタッフが担うことできる体制を整備する必要がある。

また、学習評価や成績処理に関する業務のうち、宿題等の提出状況の確認、簡単な漢字・計算ドリルの丸付けなどの補助的業務は、教師との連携の上で、サポートスタッフの積極的な参画を進める必要がある。

（具体的な取組）

国や県との連携の下、学習プリント等の印刷・配布準備、授業準備などを教師に代わって行うサポートスタッフを配置することで、教師がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備する。

（９）支援が必要な児童生徒・家庭への対応に係る体制整備

（役割分担・適正化についての考え方）

児童生徒が抱える課題の背景には、多くの場合、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校など児童生徒の置かれている環境が複雑に絡み合っていることが多い。また、通級による指導を受けている児童生徒や日常的にたんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な児童生徒、日本語能力に応じた指導が必要な児童生徒も増えている。

支援が必要な児童生徒・家庭への対応について、多様な専門性や経験を有する専門スタッフ等が学校の教育活動に参画することで、「チームとしての学校」体制を踏まえた効果的な学校運営体制の強化を図る必要がある。

（具体的な取組）

児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて包括的な支援を行うとともに、学校における教育相談体制の整備・充実を目的として、各学校に派遣しているスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）による支援体制の充実を図るとともに、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍する学校に補助教員を配置するなど、「チームとしての学校」体制を強化する。

また、日本語指導が必要な外国人児童生徒等に日本語指導等を行う講師の派遣や学校で日常的に医療的ケアが必要な児童生徒に対して看護師を派遣する大分市特別支援教育メディカルサポート事業により、教師と連携しながら、当該外部人材が中心となって支援を行う体制を整備する。

（１０）調査・依頼事項等の精査・精選

（役割分担・適正化についての考え方）

教育委員会及び市長部局が学校宛に実施する調査・依頼事項については、平成 28 年度実績で年間約 850 件の依頼等を確認している。

このような状況を踏まえ、学校宛に実施する調査・依頼事項等への対応に係る負担軽減を図る観点から、調査・依頼事項等の重複排除、対象、頻度、時期、内容等の負担軽減に向けた不断の見直しを行うとともに、市長部局において学校を対象とした依頼を行う場合についても、同様の配慮を働きかけることが必要である。

また、作品・作文等の出展依頼や、子どもの体験活動をはじめ民間団体等からの家庭向けの配布依頼が数多く学校に寄せられることを踏まえ、こうした依頼に対応する事務負担を軽減する観点から、当該団体等に対して、教育委員会で適宜内容を精査し必要に応じて学校に連絡することや学校によらない周知方法の検討などの協力を要請することも必要である。

（具体的な取組）

学校に対する調査・依頼件数の削減に向けて、教育委員会、市長部局、各種団体等が学校に対して依頼している調査・依頼について、その目的や重要性・必要性等を考慮した上で以下の視点により精査・精選を行う。

- 学校に対して参加を依頼している会議等については、教員が参加しなければ目的を果たすことができないか、回数・時間・依頼人数を縮小することができないか、など。
- 関係機関の各種行事への児童生徒の参加要請については、授業時数の確保、児童生徒の負担等を考慮し、削減することはできないか、など。
- 作品・作文等の出展依頼については、教育的効果が見込まれるものか、教育活動と連動したものか、他に類似した出展依頼がないか、など。
- 照会・統計処理については、調査結果の活用に明確な目的があるか、他に類似する調査があり統合することが可能か、不要な調査項目がないか、など。
- チラシ等の配布依頼については、児童生徒のみを対象とするものではなく全市民を対象としているものではないか、対象学年や配布方法の見直しを行うことができるか、など。

（１１）校務支援システム等による業務の電子化による効率化

（役割分担・適正化についての考え方）

校務支援システムの機能の活用により，通知表や指導要録への記載など学習評価をはじめとした業務の電子化による効率化を図り，教師が児童生徒と向き合うための時間を確保する必要がある。

また，就学援助や学齢簿の処理に係るシステムを早期に導入することにより，紙管理による業務の煩雑さや業務の不確実性を解消し，事務処理の効率化を図る必要がある。

（具体的な取組）

校務支援システムの機能を効果的に活用することにより，通知表や指導要録への記載等の業務の電子化による効率化を図る。また，就学援助や学齢簿の処理に係るシステムの構築に向けた関係課との調整を図り，調達準備を進める。

（１２）全市一斉定時退勤日及び学校閉庁日の設定による働き方の見直し

（役割分担・適正化についての考え方）

教職員自らの働き方の見直しに資する全市一斉に定時で退勤する日を設定する取組や長期休暇期間において一定期間の学校閉庁日を設定することにより，教師一人一人が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損なわないようにするとともに，児童生徒にとって魅力ある教師であるべく，自己研鑽・自己投資を通じて人間性を高めることができる環境を整備することが必要である。

（具体的な取組）

平成 29 年度から始めた全市一斉定時退勤日について，第 3 水曜日に加えて第 1 水曜日を定時退勤日として設定する。

また，原則として 8 月 13 日から 15 日を学校閉庁日として設定し，教職員の休暇取得を促進する。

7 本計画の評価指標

学校における働き方改革を推進するため、今後3年間の評価指標を以下のとおり設定する。

(1) 長時間勤務の是正

教職員の1月当たりの超過勤務時間が2～6ヶ月平均で80時間を超えないようにする。

(2) 部活動の休養日の徹底

全ての学校において週2日以上部活動休養日を実施する。

(3) 調査・依頼事項等の削減

教育委員会及び市長部局が学校宛に実施する調査・依頼事項等について、100件以上の削減又は見直しを行う。